配当公告

岐阜県大垣市中川町二丁目五一番地メゾン・ド・ワダ一〇六号
破産者　ソーイングやま崎こと　伊藤　一也
右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十八年（フ）第一五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一一二、三九二、七七〇円
（内優先的破産債権額
金二、二〇三、二三四円）
一、配当することのできる金額
金一三、五二二、七〇二円
（内優先的破産債権額
金二、二〇三、二三四円）
平成二十九年八月九日
名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内YSビル四階弁護士法人あおば法律事務所
破産管財人　上田　敏喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市大字釜石第一地割一七番地、最後の住所埼玉県越谷市東越谷二丁目七番地一八YDKドーム東越谷一〇一号
被相続人　亡　清川　宗司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
埼玉県越谷市南越谷一丁目六番六二号コーポ南越谷D―一九　岡島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡島　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市東習志野六丁目一二番、最後の住所千葉県習志野市東習志野六丁目一二番一一号
被相続人　亡　木村　詳二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
事務所千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号　春日BLD五階
相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区み春野二丁目一五〇八番地四、最後の住所千葉県千葉市花見川区み春野二丁目七番四号
被相続人　亡　岡　友久
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
事務所千葉市中央区中央四丁目五番一号きぼーる二階　渥美雅子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　牧人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所東京都板橋区大谷口北町一六番一―一〇六号
被相続人　亡　崔　泳吉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル八階八〇二号室弁護士法人一番町綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神崎　浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市大月一丁目三三〇番地一、最後の住所東京都多摩市落合三丁目一番地六―五〇二
被相続人　亡　内藤　正勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束四丁目一一番、最後の住所東京都台東区千束四丁目一一番二三号
被相続人　亡　安藤　栄太
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力三丁目七六番地三、最後の住所東京都世田谷区粕谷二丁目二三番一号区立芦花ホーム
被相続人　亡　鈴森　美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町中瀬四四番地一、最後の住所神奈川県藤沢市湘南台五丁目一二番地の二五
被相続人　亡　小笠原光城
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
横浜市中区日本大通一八　KRCビルディング三〇七
相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市三ケ九九二番地、最後の住所富山県高岡市鷲北新四七七番地サンバリー高岡病院
被相続人　亡　横澤　歳秀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
富山県高岡市中川上町九番六号
相続財産管理人　延野　俊浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市中番第一四号四二番地、最後の住所福井県あわら市中番第一四号四二番地
被相続人　亡　宮川　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
福井県福井市大手三丁目一四番一〇号TMY大名町ビル五階弁護士法人ふくい総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　園山　達紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道沙流郡日高町字美原一六番地、最後の住所山梨県甲斐市竜王二七七三番地一メゾン小尾A―一
被相続人　亡　荒井　榮一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年八月九日
山梨県甲府市中央一丁目一二番二〇号異人館ビル三階石川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小笠原　亘

第19期決算公告

平成29年8月9日
北海道札幌市北区屯田十条三丁目7番2号
株式会社軽自動車館
代表取締役　阿部　章一

貸借対照表の要旨（平成29年4月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	382,088
	固定資産	193,028
	資産合計	575,117
負債及び純資産の部	流動負債	263,541
	固定負債	221,183
	株主資本	90,392
	資本金	44,012
	利益剰余金	46,380
	その他利益剰余金	46,380
	（うち当期純利益）	(21,430)
	負債・純資産合計	575,117